

東京大学大学院農学生命科学研究科
水圏生物科学専攻（水圏生物環境学研究室） 助教 公募

1	職名	助教
2	募集人数	1名
3	採用予定日	令和7年6月1日以降（予定）
4	任期	あり5年、再任可。ただし、1回限りとし、再任の場合の任期は5年以内） 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
5	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6	所属□	大学院農学生命科学研究科 水圏生物科学専攻 水圏生物環境学研究室
7	業務内容	1) 研究領域：水圏生物環境学に関する教育・研究 2) 講義・演習科目（分担を含む） （学部） 水圏生物科学実験I、水圏生物科学実習 （大学院）水産海洋学、水圏生物環境学演習、水圏生物科学演習、 水圏生物科学特別講義（I, II）、水圏生物科学特別実験（I, II） 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
8	就業時間	専門業務型裁量労働制（1日7時間45分働いたものとみなされます。）
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等
10	給与	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 参考 博士修了/34万円～ 諸手当、賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、本学の定めるところによる。
11	社会保険等	文部科学省共済組合、雇用保険（法令の定めるところにより加入）
12	応募資格□	1) 博士号取得者（または採用日までに取得見込の者） 2) 水圏生物環境学で優れた研究業績をもつ者 3) 学部および大学院生の教育ならびに研究の指導に真摯に取り組める者 4) 他の教職員と協力して、上記の授業を担当可能なこと
13	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書 https://www.a.u-tokyo.ac.jp/wp-content/uploads/job/shobunrekitoushinkokusho.docx 3) 研究業績目録（著書、原著論文、総説、その他） 4) 教育業績（形式は自由） 5) 社会貢献（形式は自由） 6) これまでの研究の概要（2,000字程度） 7) 今後の研究・教育に関する抱負（2,000字程度） 8) 自己の研究・教育経歴等について評価できる者の氏名、職名および連絡先（2名） 9) 主要論文別刷3編以内
14	応募締切	令和7年3月24日（月）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。
	書類送付先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 水圏生物科学専攻 担当：高橋一生 TEL：03-5841-5290 E-mail：kazutakahashi[at]g.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください）

15	応募書類及び問い合わせ先	応募する旨を上記メールアドレスに電子メールで連絡すると共に、「提出書類」1)～9)を1つのPDFファイルにまとめ(ただし、9)は個別ファイル可)、パスワードを設定した上でオンラインストレージあるいはファイル転送サービス等を利用して送付してください。電子メールのタイトルは「応募書類(氏名)水圏生物環境学研究室助教」としてください。パスワードの連絡方法は応募者の判断に任せます。「提出書類」受領後には電子メールで確認返信をします。送付後に受領確認の返信が届かない場合には、必ず、電話あるいは電子メールにて受領確認がとれるように連絡をしてください。
16	試用期間	採用日から6ヶ月間
17	募集者名称	国立大学法人東京大学
18	その他	<p>応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p> <p>取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</p> <p>東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。</p> <p>受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙(屋外に喫煙場所あり)</p> <p>採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</p> <p>英語の能力を考慮します。</p>